

令和8年度 陶業後継者育成修学支援給付金 修学生募集要項

陶業後継者の育成を目的に、将来「信楽焼」又は「八田焼」の関連事業所で5年以上勤務しようとする方に修学資金を給付する制度を設けています。

給付額は（月額）一律15,250円です。

給付金の受給者は、修学機関における課程を修了した後、5年以上甲賀市内の陶業の関連事業所に勤務しなかった場合、給付金の全額を返還することとなります。

次のとおり陶業後継者育成修学支援給付金 修学生を募集します。

募集人員	若干名（10名程度）
修学機関	デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関
給付期間	1年
給付額	月額15,250円
給付条件	・修学終了後、引き続き5年以上甲賀市内の陶業関連事業所に就業しようとする方 ・市税を滞納していない方
給付金返還	以下に該当する場合は、給付の返還が必要となります。 ・休学又は停学の処分を受けた場合 ・修学機関における課程を修了した後、5年以上甲賀市内の陶業関連事業所に勤務しなかった場合 ・給付金の交付の決定を取り消された場合
申請手続	次の書類を募集期限までに、以下の提出先へご提出ください。 申請内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めるときは給付金交付決定通知書をお渡しします。 提出書類 ○ 陶業後継者育成修学支援給付金交付申請書（様式第1号） ○ 在学証明書 ○ 誓約書 ○ 委任状 ○ その他市長が必要と認める書類
申請期限	令和8年（2026年）4月20日（月）

【提出先及びお問い合わせ】

甲賀市 産業経済部 商工労政課 〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地 電話 0748-69-2187